

実務家教員情報の開示規則

(平成十七年五月六日規則第四百号)

改正 平成二十一年 二月一九日

令和 三年 六月一八日

(目的)

第一条 日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)は、法科大学院の教員である弁護士(以下「弁護士実務家教員」という。)の情報について開示の請求を受けた場合、この規則の定めるところにより、弁護士実務家教員に関する情報を開示する。

(開示請求権者)

第二条 日弁連の会員(共同法人会員を含む。)は、この規則の定めるところにより、日弁連に対し、弁護士実務家教員に関する情報の開示を請求することができる。

(開示情報の範囲)

第三条 日弁連が開示する弁護士実務家教員に関する情報は、日弁連又は各法科大学院において公表される以下の情報とする。

一 氏名

- 1 -

二 職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名

三 所属弁護士会

四 登録番号

五 法科大学院名

六 担当科目

(開示請求の手続)

第四条 情報の開示を請求する者は、次に掲げる事項を記載した書面を日弁連に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。)

又は名称、弁護士会の場合には会長名、代表社員の定めがある弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合には弁護士である代表社員の氏名

二 開示請求をする者が弁護士会員、弁護士法人会員又は共同法人会員の場合には、所属弁護士会名

三 開示請求をする情報の範囲。但し、前条に規定する情報の範囲に限る。

四 一定の条件に該当する弁護士実務家教員に関する情報の開示請求をする場合は、その条件。但し、前条に規定する情報に関連する条件に限る。

- 2 -

附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二十一年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規
則の整備等に関する規則 第三条、第四条

改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十
九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二二
年一月一日から施行）

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規
則の整備に関する規則 第二条、第四条改
正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關す
る特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十
三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日か
ら施行）